



団体総合生活保険

介護補償【認知症アシスト付き】(介護への備え)



15%割引

75～84歳では約5人に1人が、要介護・要支援状態に！^{*1}

^{*1} 出典：厚生労働省「令和4年度介護保険事業状況報告」総務省統計局「人口推計」(令和4年)をもとに東京海上日動にて作成

要介護状態初期に一時的に必要な主な費用の目安 (自費で購入した場合)^{*1}

車いす	手すり	階段昇降機
自走式 … 5～21万円	廊下・階段・浴室用等 … 2万円～	いす式直線階段用 … 52万円～
電動式 … 30～67万円	※サイズ・素材により金額 は異なる(工事費別途)	※工事費別途
特殊寝台(介護ベッド)	ポータブルトイレ	
16～61万円 ※機能により金額は異なる	水洗式… 3～7万円 シャワー式… 13～19万円	



介護にはまとまった資金準備があると安心です！

【保険金お支払い事例】認知症で要介護3に認定

K3タイプの場合

〈受取保険金額〉

300万円

40歳(男女共通)の場合

保険料は月々200円

上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。
※いずれも自費で購入した場合の初期費用(目安)で、公的介護保険の対象になる場合があります。
^{*1} 出典：(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。

保険の対象となる方が所定の要介護状態となった場合に、保険金(一時金)を受け取れます。

- ✓ 独自基準追加型は、**公的介護保険制度対象外(40歳未満)**の方も加入可能！
- ✓ **同居をしていないご家族**を保険の対象とすることも可能！
- ✓ 公的介護保険制度において自己負担となる**自宅改修や介護用品購入等**の介護に要する費用に備えられる！
- ✓ 保険の対象となる方と**そのご家族を支える各種サービス**をご用意！^{*1}

^{*1} 各種サービスの具体的な内容は、「お手続きサイト」に掲載の「ご加入者向けサービスのご案内」をご参照ください。



公的介護保険はあるけれど…

介護にかかる
お金は…？

一時費用^{*1}の合計：
平均**74万円**

もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や車いす、特殊ベッド等の福祉用品の購入等により初期費用がかかる可能性があります。

^{*1} 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

だから 介護にはまとまった資金準備があると安心です。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「お手続きサイト」に掲載の「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：15%
※ご加入口数は1口のみです。

型		本人型
補償の型		独自基準追加型 (要介護2)
タイプ名		K3タイプ
介護補償保険金額		300万円
保険料 (月払)	5～9歳	10円
	10～14歳	10円
	15～19歳	10円
	20～24歳	10円
	25～29歳	30円
	30～34歳	50円
	35～39歳	100円
	40～44歳	200円
	45～49歳	240円
	50～54歳	330円
	55～59歳	470円
	60～64歳	1,000円
	65～69歳	2,080円
	70～74歳	4,570円
75～79歳	10,500円	
80～84歳	19,860円	

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が満5歳以上満84歳以下の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

! 介護補償は医師賠償責任保険か団体総合生活保険の他の補償にもご加入いただいている方のみ、ご加入可能です。

「独自基準追加型」とは

【「独自基準追加型」とは】

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に加えて、別途、東京海上日動が定めた所定の要介護状態となった場合にも保険金をお支払いするものです。

これは、公的介護保険制度の特徴を踏まえた補償であり、公的介護保険制度による給付の対象外となってしまう「39歳以下の方」が要介護状態になった場合や、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」により要介護状態になった場合についても保険金をお支払いできるメリットがあります。

【ご参考：公的介護保険制度の特徴】

特徴①：40歳以上の方のみが対象

⇒「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外！

特徴②：40歳以上64歳以下の方は給付が限定的

⇒40歳以上64歳以下の方は「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外！

※公的介護保険制度の詳細については、「お手続きサイト」に掲載の「公的介護保険制度とは」をご確認ください。